

国営企業および国営企業変革事業で あるプロジェクトの投資奨励政策

2005年

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的にジェトロバンコクセンターが作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

(非公式翻訳)
投資委員会(BOI)布告
No. 3 / 仏暦 2548 年(2005)

件名 国営企業および国営企業変革事業であるプロジェクトの投資奨励政策

内閣が、国営企業および国営企業変革事業であるプロジェクトの投資奨励政策に関して、仏暦 2547 年(2004 年)11 月 30 日に決定したことにより、

仏暦 2520 年 投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資(奨励)委員会は、委員会布告 No. 1 / 2543、仏暦 2543 年 8 月 1 日付けの第 2.3 項の内容を廃止し、国営企業および国営企業変革事業であるプロジェクトに投資奨励をあたえる原則の変更を定め、かつ、代わって、以下の内容を使用するものとする。

「2.3 コンセッションを受けた事業および国営企業変革事業に関し、投資委員会は、仏暦 2541 年(1998 年)11 月 26 日および仏暦 2547 年(2004 年)11 月 30 日の内閣の決定による検討指針を使用するものとする。」

- 2.3.1 国営企業法 仏暦 2542 年(1999 年)による国営企業の投資プロジェクトは、投資奨励を受理する範疇にないものとする。
- 2.3.2 国家に、所有権を委譲すべきものとして、民間が実施する特別権利を受けたプロジェクト(Build Transfer Operate あるいは Build Operate Transfer)、特別権利を受けた者に投資奨励の権利恩典を受けさせることを意図する既述のプロジェクトの所有者である国家機関は、民間に入札参加への招請を告示する前のプロジェクトの初めから、投資奨励委員会に検討させるために、プロジェクトを提示しなくてはならない。また、入札の段階で、民間が、基本的となる権利恩典受けるということを明確に説明する告示がなくてはならない。投資委員会は、国家が、当該プロジェクトに対して使用する投資に対する、しかるべき理由となる見返りとなる場合を除いて、特別な権利を受けた際に、国家に民間が、見返りを支払わなくてはならない場合には、奨励を付与しない。
- 2.3.3 賃貸料の性格で、国家に付与する見返りの支払いにより、民間に借用させあるいは管理させることを含み、民間に投資をさせ、所有者とする(Build Own Operate)国家のプロジェクトは、投資委員会は、通常原則により、奨励を付与することを検討する。
- 2.3.4 国営企業の変革、国家から支援を受けなくてはならない必要がある場合、仏暦 2542 年国営企業法により、有限会社として国営企業改革以後、適切な予算的な設置を考えるべきである。事業の拡大を希望する場合には、通常原則による権利恩典を受理による、増加投資の部分のための奨励を申請する。

これらに関して、以下により有効とする。

布告日 仏暦 2548 年(2005 年)2 月 11 日

陸軍大将
チャバリット・ヨンチャイユット
副首相
委員会議長代行

注: この翻訳は、2005 年 2 月 11 日告示のタイ国投資委員会布告の翻訳であるが、実際の運用にあたっては、原文(タイ語)を参照願います。